

第3次久喜市男女共同参画行動計画の策定について

1 策定の趣旨

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- (2)現行の第2次久喜市男女共同参画行動計画の計画期間が令和4年度で満了となることに伴い、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、第3次行動計画を策定します。

2 基本的な考え方

- (1)地域の実態を把握
 - ・基礎資料の収集・分析をする。
 - ・課題を把握する。
- (2)計画の位置づけを確認
 - ・国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」(令和4年度～8年度)の内容を参考・考慮する。
 - ・市の他の計画との整合性を図る。
 - ・社会情勢の変化に対応する。(男女共同参画を取り巻く法律等)
- (3)計画に盛り込む内容の検討
 - ・基本的な考え方を明確にする。(計画期間、基本理念、基本目標)
 - ・計画の内容を検討する。(体系、重点項目、目標値の設定、施策の内容)

3 位置付け

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- (2)「久喜市男女共同参画を推進する条例」第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。
- (3)「第2次久喜市総合振興計画」の分野別計画として、「第2次久喜市総合振興計画」や他分野の関連計画との整合性を考慮した計画です。
- (4)「久喜市SDGs取組方針」に基づき、「ゴール5 ジェンダー平等の実現」を推進する計画です。
- (5)国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。
- (6)「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- (7)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく推進計画です。

4 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間(第2次久喜市総合振興計画の前期基本計画の計画期間と同様)

◆男女共同参画行動計画策定スケジュール(案)

| 年度 | 開催予定時期 | 審議会内容 | 備考 |
|-------|-----------------|---|-------------------------|
| 令和3年度 | 第3回 (R4年1月) | ① 計画策定の諮問 ② 意識調査について ③ 本市の現状について ④ 国・県の計画、施策の内容について ⑤ DV防止法、女性活躍推進法について | |
| | 第4回 (R4年3月) | ① 意識調査結果について ② 本市の現状と課題について ③ 計画策定に関する内容の審議 | |
| 令和4年度 | 第1回 (R4年5月) | ① 令和3年度実施計画の進捗状況報告 ② 計画策定に関する内容の審議 | 庁内において内容の検討 |
| | 第2回 (R4年8月) | ① 令和4年度実施計画について ② 庁内検討の結果について ③ 計画策定に関する内容の審議 ④ パブリックコメント実施についての検討 | 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施) |
| | 第3回 (R4年11月) | ① パブリックコメントの結果 ② 計画策定に関する内容の審議 ③ 答申案の作成 | 庁内において計画案検討 |
| | 第4回 (R5年1月) | ① 答申案最終審議(パブリックコメントの意見も反映) ② 答申書の提出 | |
| | R5年2月 | 計画の決定と策定 | |
| | R5年3月 | 計画の周知 | |